

景観形成地区基準

(2) 新芦屋上地区

(イ) 共同住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.形態意匠及び素材		
(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。		
(2) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。		
(3) 周辺のまちなみや緑地になじみやすい色味とし、外壁のアクセントカラー以外の色彩は明度6.0以上、YR（黄赤）、Y（黄）、R（赤）系彩度3.0以下、その他の色相は彩度2.0以下とする。		
(4) 質感、素材感のある素材とする。		
2.駐車場・駐輪場		
主の建築物と一体化する、デザインを合わせた附属する施設とするなどの配慮を行う。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮を行い、殺伐とした空間とならないよう、路面素材などを十分考慮する。		
3.ごみ置場		
建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくい位置に配置するなどの配慮を行う。		

b.共通事項

景観形成地区基準	チェック	備考
(1) 千里丘陵の特徴である斜面緑地を残し、里山の環境、景観をできる限り保持し、地域の共有資源として地域住民が自然に親しむ場として工夫をし、維持管理に努める。		
(2) 敷地境界には積極的な緑化を行い、周辺環境とつながりを意識し、ひろがり・ゆとりのある植栽計画とする。		